



鳥取県公報

平成14年3月5日(火)

号外第30号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則(5)(河川砂防課).....	2
-----	----------------------------------	---

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、河川法に規定する負担金等及び延滞金に係る滞納処分(以下「滞納処分」という。)を行う県の吏員(以下「徴収吏員」という。)について必要な事項を定めるものとする事とした。

2 徴収吏員(第2条関係)

次に掲げる県の吏員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)は、徴収吏員を命じられたものとする事とした。

- (1) 土木部河川砂防課に勤務する吏員
- (2) 各土木事務所の総務課又は維持管理課に勤務する吏員
- (3) 日野総合事務所県土整備局の建設総務課又は維持管理課に勤務する吏員

3 職務(第3条関係)

徴収吏員は、次に掲げる職務を行うものとする事とした。

- (1) 滞納処分
- (2) 滞納処分のため、河川法の規定による督促を受けた納付義務者のうち、その指定の期限までにその負担金等又は延滞金を納付しないもの(以下「滞納者」という。)の財産を調査する必要があるときに、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査すること。
 - ア 滞納者
 - イ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
 - ウ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 滞納者が株主又は出資者である法人
- (3) 滞納処分のため必要があるときに、滞納者又は第三者の物又は住居その他の場所につき搜索すること(第三者の物又は住居その他の場所の搜索にあっては、次のいずれかに該当するときに限る。)
 - ア 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡しをしないとき。
 - イ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡しをしないとき。
- (4) (3)の搜索に際し必要があるときに、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くために必要な処分をすること。

4 証票(第4条関係)

徴収吏員は、3(2)から(4)までに掲げる職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯しなければならないこととし、当該証票の様式を定めることとした。

5 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
- (2) 鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行うこととした。

規 則

鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則をここに公布する。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第5号

鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河川法(昭和39年法律第167号)第74条第3項に規定する負担金等及び延滞金に係る同項の規定による滞納処分(以下「滞納処分」という。)を行う県の吏員(以下「徴収吏員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(徴収吏員)

第2条 次に掲げる県の吏員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)は、徴収吏員を命じられたものとする。

- (1) 土木部河川砂防課に勤務する吏員
- (2) 各土木事務所の総務課又は維持管理課に勤務する吏員
- (3) 日野総合事務所県土整備局の建設総務課又は維持管理課に勤務する吏員

(職務)

第3条 徴収吏員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 滞納処分
- (2) 滞納処分のため、河川法第74条第1項の規定による督促を受けた納付義務者のうち、その指定の期限までに同条第3項に規定する負担金等又は延滞金を納付しないもの(以下「滞納者」という。)の財産を調査する必要があるときに、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査すること。
 - ア 滞納者
 - イ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
 - ウ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 滞納者が株主又は出資者である法人
- (3) 滞納処分のため必要があるときに、滞納者又は第三者の物又は住居その他の場所につき搜索すること(第三者の物又は住居その他の場所の搜索にあつては、次のいずれかに該当するときに限る。)
 - ア 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡しをしないとき。
 - イ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合に

において、その引渡しをしないとき。

(4) 前号の捜索に際し必要があるときに、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすること。

(証票)

第4条 徴収吏員は、前条第2号から第4号までに掲げる職務を行う場合には、その身分を証明する証票(別記様式)を携帯しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後							改 正 前						
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限							別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限						
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				所 属 名	事 項		事務処理権限の区分			
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長又は事務所の局長		種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長又は事務所の局長
略	略						略	略					
河川砂防課	五の二	鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則(平成14年鳥取県規則第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第4条に規定する徴収吏員の証票の交付			河川砂防課	五の二	略				
略	略						略	略					
略	略						略	略					

別記様式(第4条関係)

鳥取県河川工事負担金等徴収吏員証 第 号

写 真

鳥取県 吏員

氏 名

年 月 日交付

鳥 取 県 印

備考「 」には、「事務」及び「技術」の別を記載すること。

